

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
主管課	公営企業管理局総務課	
根拠法令等	地方公営企業法第4条	
【改正の概要】		
<p>富郷ダムが令和3年度から、河川環境改善のため常時満水位より高い水位での運用を始めたことを受け、発電の増強について機器の試験等を実施したところ、100キロワットの出力増が可能であることが確認できたことから、同ダム直下の愛媛県富郷発電所の最大出力を変更しようとするもの</p>		
【改正の内容】		
名称	位置	最大出力
愛媛県富郷発電所	四国中央市	2,900キロワット
↓		
名称	位置	最大出力
愛媛県富郷発電所	四国中央市	3,000キロワット
【施行日】		
<p>四国電力送配電(株)が実施する、出力増に対応するための送電線接続工事が令和6年5月頃完了の見込みであることから、本条例の施行日については、令和7年3月31日までの間において管理規程で定めることとする。</p>		
施行日	令和7年3月31日までの間において管理規程で定める日	
【その他参考事項】		